

# 労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則の概要 と最近の改正

寺島友子 Tomoko TERASHIMA

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室

原材料や洗浄剤、薬品等、働く人が職場で取り扱う化学物質の中には、がんなどの重篤な健康障害を生じるおそれのあるものがあり、特定化学物質障害予防規則などにより厳格な管理を求めている。2017年(平成29年)には、オルト-トルイジン、三酸化二アンチモンが特定化学物質に追加された。

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)

## 1. 労働安全衛生法の仕組み

労働安全衛生法では、働く人の健康と安全を守るため、職場で使用される化学物質にさまざまな規制を行っている(図1)。製造、使用等に関しては、規制内容の厳しいものから順に、製造等の禁止(法第55条)、製造許可(法第56条)、特別規則に基づく管理(有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則)などが規定されている。

一方、譲渡・提供に関しては、一定の危険・有害物について、名称等の表示(法第57条)、文書の交付(法第57条の2)を義務付けるとともに、事業者が自らの事業場で取り扱う化学物質についてリスクアセスメントを行い、その結果に基づき措置を講ずべきことを定めている(法第57条の3)。

## 2. リスク評価による規制の更新

厚生労働省では、平成18年度から化学物質のリスク評価を行い、リスクが高いと評価された場合には特別規則による規制に加えていく取り組みを行っており、文献調査による有害性調査の結果と、ばく露実態調査によるばく露評価の結果から、労働者に健康障害が発生する可能性(リスク)を評価している。

最近5年間のリスク評価で、次の化学物質が特定化学物質障害予防規則に追加され、現在も1,2-酸化ブチレン等のリスク評価が行われている。

平成26年 DDVP、クロロホルム他9物質

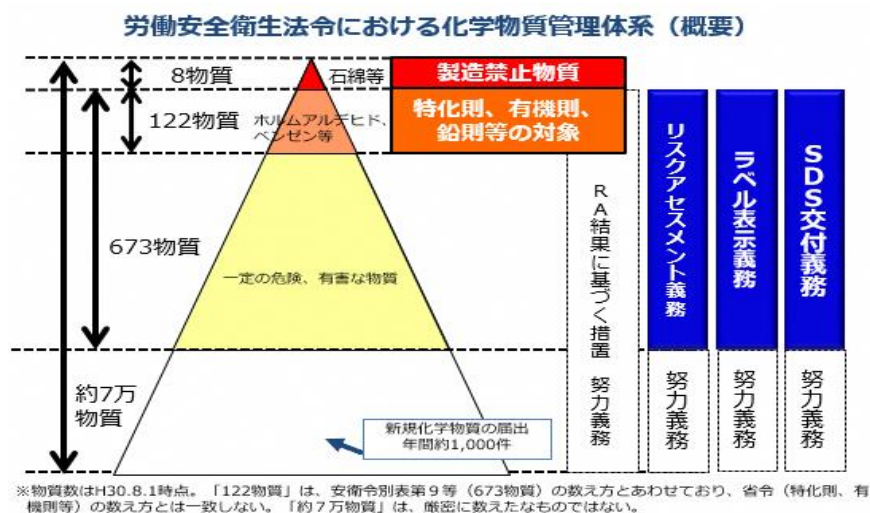
平成27年 ナフタレン、リフラクトリセラミックファイバー

平成29年 オルト-トルイジン、三酸化二アンチモン

### 3. 特定化学物質障害予防規則について

特定化学物質障害予防規則の対象物質を製造し、取り扱う場合には、原則として次のような措置が必要となる。発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること、作業主任者を選任し作業の指揮を行わせること、作業環境測定とその評価結果に応じた適切な改善を行うこと、業務に常時従事する労働者に対して健康診断を行うこと、有効な呼吸用保護具等を備えること、関係者以外の者の立入禁止措置を講じること、作業を記録し30年間保存すること。

特に最近問題となったオルト-トルイジンとMOCA(3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン)は、膀胱がんを引き起こす物質であり、経皮吸収による影響も認められることから、クロロホルムやその他の経皮吸収に注意すべき物質と併せ、保護手袋、保護衣の着用を義務付けた。厚生労働省では、所轄の労働基準監督署等を通じてこれらの措置が講じられるよう周知徹底を図ることとしている。特定化学物質やSDS(安全データシート)交付対象物質の一覧は、「職場のあんぜんサイト」の中で確認できる(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>)。



キーワード 労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則、リスク評価

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（現委員長；三隅将吾 熊本大学教授，前委員長；香川聡子 横浜薬科大学教授）が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。

